

協和トピックス

第 14 号

平成18年6月

協和会計グループ
東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号
TEL03-3241-4978(代表)FAX03-3246-0068
E-mail: office@cpakyowa.co.jp
U R L: http://www.cpakyowa.co.jp/

今回のテーマは、平成18年度税制改正です。そのうち改正された役員給与の損金不算入の規定を中心に皆様方に影響のありそうなポイントについて説明いたします。

詳しい内容、ご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

I. 役員給与の損金不算入

1. 損金に算入される役員給与の範囲

今まで役員賞与は全額損金不算入でしたが、平成18年4月1日開始年度からは事前に支給額を税務署に届け出ること、損金算入可能となりました。

(改正前)

役員報酬→損金算入

役員賞与→損金不算入

(改正後)

以下の3つに限り、損金算入可能

- ①. 定期同額給与
- ②. 事前確定届出給与
- ③. 利益連動給与(有価証券報告書提出企業のみ)

①. 定期同額給与

毎月同額支給される給与です。

(増額改定した場合)

定時株主総会等の決議以降増額された給与は、定期同額給与となります。なお、従来の期首に遡及しての増額は認められず、遡及して支給した給与は損金不算入となります。

(減額改定した場合)

原則、増額した場合と同じですが、減額の場合は定時株主総会等に限らず臨時株主総会等でも変更可能です。ただし、会社の経営状況が著しく悪化するなど合理的な理由が必要です。

②. 事前確定届出給与

役員賞与の他、定時同額給与以外

の形態で支給される給与です。

2. 事前届出期限(事前確定届出給与一税務署への届出が必要)

以下の2つのうち、いずれか早い日までとされています。

- ①. 役員が職務執行を開始する日
- ②. 期首から3ヶ月を経過する日

ただし、6月30日を期限とする経過措置があります。

3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入

実質的な一人会社であるオーナー会社では、オーナー役員給与について、損金算入が制限されました。

①. 対象会社

対象となる特殊支配同族会社とは次のイとロ両方に該当する会社です。

イ オーナーグループ(オーナー社長とその親族等)が90%以上の株式を保有している。

ロ オーナーグループの常勤役員数が全常勤役員の過半数である。

②. 損金不算入額

上記①の会社では、オーナー社長の給与について、所得税での「給与所得控除に相当する部分」は法人で損金算入ができなくなりました。

③. 適用除外の会社

以下の会社は、該当しません。

- イ 法人所得とオーナー役員給与との合計が年800万円以下の場合。
- ロ イと同様に合計が年800万円超年3,000万円以下であり、かつ、オーナー役員給与の割合が50%以下の場合。

II. 交際費等の損金不算入

平成18年4月1日～平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の外部者との飲食費が、除外されました。

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5065/5065.pdf>) に具体的なQ&Aがありますので御参照ください。

III. 同族会社留保金課税

	改正前	改正後
要件	上位3株主グループの株式等保有割合が50%超	1株主グループによる株式等保有割合が50%超
留保金	①所得×35% ②年1,500万円 ③期末資本金の25%-利益積立金	①所得×40%(中小法人は50%) ②年2,000万円 ③期末資本金の25%-利益積立金 ④(前年度総資産額-前年度自己資産額)×3/7-前年度自己資本(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)
控除		

※①から③のいずれか大きい額	※①から④のいずれか大きい額
----------------	----------------

IV. その他の改正

1 法人税関係

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

30万円未満の資産を取得した場合、従来は全額損金算入が可能でしたが、平成18年4月1日～平成20年3月31日までに取得する減価償却資産については、取得総額300万円までの上限が設定されました。

2 所得税関係

① 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

居住者が平成18年4月1日～平成20年12月31日までの間に一定の耐震改修をした場合、確定申告で支払額の10%相当額(最高20万円)を控除できることになりました。なお、住宅借入金特別控除(ローン控除)との併用が可能です。

② 地震保険料控除の創設

- イ. 平成19年以後の所得税では、損害保険料控除は地震保険料のみが対象になります(最高5万円)。
- ロ. ただし平成18年12月31日までに現行の長期損害保険料(地震保険以外の損害保険料)契約を締結した場合、地震保険料とあわせて控除できます(最高5万円)。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社 協和ビジネスコンサルティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証書書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”